

分野名	改革の理念(考え方)
不良債権処理	以下の施策を緊急に講ずることにより、不良債権処理を強化するとともに、金融の活性化を図る。これと同時に、他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には不良債権問題の正常化を図る。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>○企業再生円滑化の環境整備に向け、民間主導による検討の場である「私的整理に関するガイドライン研究会」が9月19日に「私的整理に関するガイドライン」を策定、公表した。</p> <p>(資金供給の円滑化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めるよう要請する(特別保証の償還期限の取扱いを含む)。 ・公的資金による資本注入を受けた銀行については、経営健全化計画に沿って健全かつ責任ある経営と適切な貸出がなされるよう厳正なフォローアップを行う。 <p>(銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要行に対する検査を抜本的に強化し、これまで2年に一回程度実施してきた包括検査を年一回とするとともに、フォローアップ検査を半期毎に実施することにより、不良債権の的確な把握に努める。 ・要注先の上場企業について十分な引当を確保するため、主要行に対し、市場のシグナルをタイムリーに反映した行内格付等を行うとともに、最近の貸倒、倒産等の趨勢も勘案することを要請する。 ・主要行に対し、四半期毎に経営情報を開示する体制をできる限り早期に整備することを求める。 <p>(オフバランス化にあたっての配慮)</p> <p>○主要行の破綻懸念先以下の債権のオフバランス化に際し、以下の点に十分留意するよう改めて要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者企業の再建可能性を的確に見極め、再建可能な企業については、極力、再生の方向で取り組む。 ・中小企業については、その特性も十分に考慮し、再生可能性、健全債権化について、キメ細かく的確な判断を行う。 ・債務者企業の取引先である健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないよう十分に配慮する。 <p>(RCC等による不良債権処理と企業再建)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RCCの信託方式による不良債権の引受けについては、8月31日に信託兼営が認可され、9月10日に営業を開始。また、不良債権の担保不動産の証券化を進め、9月末までに第1号案件の証券発行を行う。 ・RCCに対し、大企業はもちろん、中小企業の再建にも積極的に取り組むよう要請する。 ・日本政策投資銀行、民間投資家、RCC等に対し、企業再建のためのファンドを設立し、またはこれに参加するよう要請する。(ファンドは、厳格な再建計画が策定された企業の株式(債務の株式化により銀行等が取得したもの)等を買取り、再建計画の実現を図ることを目的とする。) 	<p>金融庁 関係府省</p> <p>金融庁 中小企業庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁 財務省</p> <p>金融庁 財務省</p> <p>金融庁 財務省</p>
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算		
(B)法改正		
②その他で措置	<p>○不良債権問題全体の改善状況について、オフサイト・モニタリング・システムを活用し、新たな指標等も参考にしつつ、新規発生状況を含め的確に把握するとともに、定期的にオフバランス化の進捗状況について厳格に点検する。</p> <p>(銀行の健全性確保のための迅速かつ厳格な処理)</p>	金融庁

	<p>・市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査を主要行の自己査定期間中に実施することにより、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当を確保する。その際、オフサイト・モニタリング・システムを活用することにより、効果的な検査の実施を図る。また、外部監査人との共同作業により、次期決算期における的確な決算処理を確保する。</p> <p>・上記の特別検査で破綻懸念先に区分されるに至った債務者については、速やかに、(i)私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定、(ii)民事再生法等の法的手続きによる会社再建、(iii)RCCなどへの債権売却等、のいずれかの措置を講ずることを求める。</p> <p>(RCC等による不良債権処理と企業再建)</p> <p>・預金保険機構・RCCは、不良債権の買取りについて、価格決定方式を弾力化の上、15年度末までに集中的に実施するとともに、企業再建に積極的に取り組む。</p> <p>・RCCによる企業再建を円滑化するため、再建中の所要資金について日本政策投資銀行等の融資等の活用を図る。</p>	<p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁 財務省</p> <p>金融庁 財務省</p>
(2)14年度中に措置	<p>・平成14年秋の臨時国会に会社更生法の改正法案(倒産実体法部分を除く)を提出する。</p>	<p>法務省 関係府省</p>
(3)15年度以降に措置	<p>・関係府省の協力を得ることにより、当初の予定を繰り上げ、平成15年中を目途に破産法、会社更生法及び民事再生法の改正法案(倒産実体法部分等(罰則に係る改正法案を含む。))を提出する。</p>	<p>法務省 関係府省</p>
備 考		

(各分野に共通する注)

1. Ⅲ(1)①(A)「14年度予算」欄については、今後の予算編成過程で変更となる場合がある。
2. Ⅲの欄に「臨時国会」とあるのは、臨時国会が開会される場合である。

分野名	改革の理念(考え方)
雇用対策、中小企業対策、セーフティネットまるまるま	<p>(雇用対策、セーフティネット) 構造改革に伴う雇用への影響を最小限にし、転職を余儀なくされる雇用者については、新規成長分野の雇用機会創出や労働移動を円滑化する制度改革を通じ、就業機会の拡大に努める。また、離転職者の支援強化など総合的にセーフティネットを充実させる。</p> <p>(中小企業対策) この数年間で不良債権を集中的に処理する中、それに伴い、やる気と潜在力のある中小企業までが破綻に追い込まれることのないよう金融上の措置などセーフティネットの一層の充実を図るとともに、中小企業の創業・経営革新を支援する。特に、不良債権処理の本格化に備え、次期臨時国会で所要の法整備を行い、万全を期する。</p>

	具体的施策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>(雇用対策、セーフティネット)</p> <p>○改正雇用対策法等の10月1日施行の際に、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新特定求職者雇用開発助成金の機動的な運用 ②中小企業・ベンチャー企業等に対する利用しやすい創業支援を通じた雇用機会の創出拡大 ③国と都道府県が連携した地域雇用開発促進助成金の効果的発動 ④事業主団体を活用した地域求職活動援助事業の推進 ⑤新雇用調整助成金による業種にかかわらず雇用維持支援 ⑥労働移動支援助成金の新設 ⑦募集・採用時の年齢制限緩和策 ⑧雇入れ助成について民間の職業紹介機関を利用した場合でも助成できるよう見直し <p>を実施する。(就職支援特別対策パッケージの前倒し実施)</p> <p>○産業雇用安定センターに「オフバランス化関連情報室」を設置し特別調査を実施するなど、不良債権処理で大きな影響を受ける産業を中心に送付・受入情報の的確な収集・提供等を実施する。</p> <p>○円滑な労働移動と再配置を実現するため、以下を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①職業紹介と職業訓練の連携強化を通じ、委託訓練受講者等への支援を強化 ②しごと情報ネットによる官民連携した雇用情報を提供 ③紹介予定派遣の運用の見直し <p>(中小企業対策)</p> <p>○経営革新に取り組む中小企業者や創業希望者を対象に行う能力開発支援等の事業を前倒し実施する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>
II 臨時国会で措置	<p>(雇用対策、セーフティネット)</p> <p>○育児休業等を取得した者への福祉の増進を図るため、「育児介護休業法」の改正法案の早期成立を期する。</p> <p>○失業者の生活の安定と再就職の促進に必要な措置を緊急に講ずるための法案を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練延長給付制度の拡充 ・経営革新を行う中小企業に対する雇入れ助成 ・労働者派遣に関する臨時特別措置の創設(中高年齢者について派遣期間の1年制限を3年に延長) <p>○民間活力の効果的活用により雇用のミスマッチの解消を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の就職支援会社を活用して再就職支援を行う事業主への助成など、再就職援助計画を活用した支援の強化 ・民間の加入促進、ハローワーク・インターネットサービスの全国化等による、しごと情報ネットの拡充 ・子会社等による中高年齢者の受入れ、高年齢者会社の設置、建設業界内での技術者等の受入れに対する助成による労働移動等支援 ・経済団体と連携したインターンシップの推進、学卒未就職者等の若年者の試行就業支援 ・民間の職業紹介事業者との連携による再就職の促進、ハローワークにおける情報提供・相談機能の強化、サービス提供時間の延長 ・求人年齢制限の緩和に向けた取組の推進 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・不良債権処理に係る業界と連携した産業雇用安定センターの支援機能の強化による失業なき労働移動の推進 ・職場適応援助者(ジョブコーチ)による障害者の雇用促進 <p>○求職から相談、訓練受講、職業紹介、就職にいたるまでの一貫した支援システムを強化する。</p> <p>○中高年ホワイトカラー離職者等に対する多様な民間機関、大学・大学院等を活用した雇用に結びつく効果的な職業能力開発を推進する。</p> <p>○キャリアカウンセラーの養成を通じた官民含めたキャリア相談機能を強化する。</p> <p>○公共職業能力開発施設の機動的運営(夜間・土日・随時開講)を強化する。</p> <p>○IT化に対応した職業能力開発を拡充する。</p> <p>○退職予定者の退職前における長期休業に対する助成を実施する。</p> <p>○大学等で教育を受ける意欲と能力がある者に対する奨学金を拡充する。</p> <p>○起業や新分野への事業展開を支援するための相談援助、人材育成を実施する。</p> <p>○地域のニーズを踏まえた雇用創出を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな「地域雇用特別交付金」による、学校への教員補助者等公的部門における緊急かつ臨時的な雇用(新公共サービス雇用)の創出 ・きめ細かな雇用開発のための事業主団体等を活用した就職支援活動の推進 <p>○新規成長分野における雇用創出のための雇用主への助成等を見直す。</p> <p>○職業訓練付きの失業給付延長制度を抜本的に拡充し、再就職を支援する。</p> <p>○サービス分野等における雇用創出のための取組を推進する。</p> <p>○一定の条件の失業者(自営廃業者等)に対する生活資金の貸付制度を創設する。</p> <p>○未払賃金立替払制度の充実。</p> <p>○公共工事の削減や不良債権処理に伴う建設業におけるセーフティネットを構築するために必要な支援等を構築する。</p> <p>(中小企業対策)</p> <p>○中小企業の保有する売掛金債権を担保とする民間金融機関からの融資を拡大するため、信用保証協会による保証制度を新設すること等を内容として中小企業信用保険法等の改正案を臨時国会に提出する。</p> <p>○経営革新に取り組む中小企業に対する雇用支援策を講じる。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省 文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省 厚生労働省 文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省 厚生労働省</p> <p>厚生労働省 厚生労働省</p> <p>厚生労働省 国土交通省</p> <p>経済産業省 財務省</p> <p>経済産業省 厚生労働省</p>
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(I)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	<p>(雇用対策、セーフティネット)</p> <p>○不良債権処理に対処するセーフティネットを整備するため、「就職支援特別対策パッケージ」等を推進する。</p> <p>○中小企業・ベンチャー企業等に対する創業・新分野進出に対する支援、都道府県と連携した雇用機会の創出の推進を図る。</p> <p>○厳しい雇用失業情勢にある障害者について、その雇用の促進及び職業の安定を図るため、施策の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の職業・生活支援を身近な地域で行えるようにするため、「障害者就業・生活支援センター」(仮称)を地域での雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点と位置付け、一体的支援を行う。 <p>○65歳までの安定した雇用を確保するため、事業主団体との連携による高齢者の職域開発に関する取組の支援事業の推進、継続雇用定着の促進、中高年齢者の再就職の支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主への指導・援助体制の拡充を図る。 ・高齢者の就業機会の拡大を図るため、シルバー人材センター事業の充実を図るとともに、高齢者の共同創業を支援する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省 国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

	<p>○専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業、大学等の地域社会人キャリアアップ推進事業などにより個人の主体的な能力開発を支援する。</p> <p>○男女の均等な機会及び待遇を確保するため、経営者団体と連携してポジティブ・アクション普及のための地方推進協議会を設置する。</p> <p>○日常生活に必要な様々な支援を行う輸送サービス(生活支援輸送サービス)の促進を図るため、実証実験を実施する。(平成14年度中)</p> <p>○13年度末が適用期限となっている住宅金融公庫の住宅ローン返済困難者対策について、適用期限の延長等を行う。</p> <p>(中小企業対策)</p> <p>○創業や中小企業の経営革新を円滑化するため、必要な専門知識の取得に係る人づくり支援や、地域技術の事業化支援等を充実する。</p> <p>○国等による所定の研究開発予算について、中小企業者への支出の目標額を決定し、併せてその事業化を支援する制度(SBIR)の拡充を行う。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>経済産業省</p> <p>経済産業省</p>
(B)法改正	<p>○厳しい雇用失業情勢にある障害者について、その雇用の促進及び職業の安定を図るため、施策の充実を図る。</p> <p>・障害者の職業・生活支援を身近な地域で行えるようにするため、「障害者就業・生活支援センター」(仮称)を地域での雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点と位置付け、一体的支援を行う。</p>	厚生労働省
②その他で措置	<p>(雇用対策、セーフティネット)</p> <p>○平成16年度までに行うこととなっている次期財政再計算に向けたパート労働者に対する社会保険適用の検討及び派遣労働者についての社会保険適用の実態等の把握や必要な対応についての検討を開始する。</p> <p>(中小企業対策)</p> <p>○取引先企業の倒産や取引先金融機関の破綻等に起因して経営の安定に支障を生じる中小企業者に対する信用保証協会のセーフティネット保証及び政府系金融機関によるセーフティネット貸付の充実を行う。</p> <p>○民事再生手続き等の再建型倒産手続を行っている企業を対象としたDIPファイナンスを推進する。</p> <p>○創業や中小企業の経営革新を円滑化するための資金調達支援を充実する。</p> <p>○中小企業の発行する社債に対して信用保証協会が保証を行う特定社債保証制度につき、利用者ニーズに応じた要件の見直し等の措置を講じる。</p> <p>○起業・創業の重要性を踏まえ、税制を含めた諸制度のあり方を検討する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>財務省 経済産業省</p> <p>経済産業省 財務省</p> <p>経済産業省</p> <p>財務省 経済産業省</p>
(2)14年度中に措置		
(3)15年度以降に措置		
備考		

分野名	改革の理念(考え方)
科学技術・ベンチャー	科学技術創造立国の実現のため、新しいテクノロジーとして、①ライフサイエンス、②情報通信(IT)、③環境、④ナノテクノロジー・材料の4分野への重点的な研究開発を進める。これら4分野を含め、「科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定)を着実に実行する。また、こうしたテクノロジーが潜在的能力を最大限に活かし、①循環型社会の構築/環境の保全、②高齢化社会への対応、③都市の再生など、21世紀の日本が真に必要としている社会的ニーズに応えられるよう、重点的な資源配分を行う。こうした目的のために、民間企業の研究開発や国・大学から民間企業への技術移転を促進するとともに、新しい技術を活かして事業を起こそうとするベンチャー・ビジネス等の支援に資する環境整備を図る。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	○総合科学技術会議において、今後5年間の重点領域、研究開発目標、推進方策を含む推進戦略を9月中に取りまとめる。	総合科学技術会議
II 臨時国会で措置	○産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベーション・新産業の創出を推進する。 ○商法改正により、ストックオプション制度について、付与対象事業者の拡大、付与上限の撤廃、決議事項の簡素化等の弾力化を行う。	関係府省 法務省
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	(戦略的重点化) ○総合科学技術会議は、①ライフサイエンス、②情報通信、③環境、④ナノテクノロジー・材料の4分野を中心に研究開発資源が重点配分されるよう、必要に応じて予算編成過程で財政当局と連携を図る。また、「科学技術の振興(ライフサイエンス等の4分野への重点化等)」に関しては、各省庁の施策について同会議が調整を行い、各省庁が要求する。プロジェクト選定の際、外部評価を活用し、また、その評価を公開することにより、選定結果の妥当性を高める。 (産学官連携等) ○大学発ベンチャー等の起業を促進するため、大学の技術移転組織(いわゆるTLO)の活用、創業人材の育成、新産業創出に向けた産学官の共同研究の支援等を行うとともに、創業者の資金調達を円滑化するため、金融面での支援を推進・充実する。 (地域科学技術の振興) ○「科学技術」を軸として、地域経済を支え、世界に通用する新事業やベンチャー企業を連続的に生み出すための施策を強力に推進する。このため、新事業、新産業の創出が連鎖的に生じるシステムの形成を進めつつ、地域における技術開発・研究開発の強化、大学発ベンチャーの育成、産学官連携のための支援体制の整備、地域産学官連携サミットの開催等の施策を進める。 (大学等の施設の整備) ○大学等の施設費について公共事業関係費と合わせて公共投資関係費の中で予算配分することを検討。効果的・効率的な使用のため、国有財産処分、民間資金確保等による収入の確保やPFIなど新たな整備手法の導入、整備コスト縮減等の方策を講ずる。 ○大学院施設及び卓越した研究拠点の施設整備を重点的に推進する。独立行政法人研究機関等の施設の着実な整備、私立大学の研究ポテンシャル活用のための研究施設整備等を推進する。	総合科学技術会議 関係府省 文部科学省 経済産業省 総合科学技術会議 関係府省 財務省 文部科学省 関係府省 文部科学省 関係府省
(B)法改正		
②その他で措置	(競争的研究資金の改革と拡充) ○競争的資金の拡充を図る。併せて、評価の徹底、研究費の適正規模の確保、課題選定に当たっての戦略的重点化、若手研究者向資金の重点的拡充を進めるとともに、専門家による一貫した評価・執行体制の整備、総合科学技術会議における総合調整等、制度の在り方について検討を進める。 (産学官連携の推進)	総合科学技術会議 関係府省

	<p>○大学発ベンチャーの国立大学施設使用や国立大学教官の非役員兼業に関する基準の明確化を含めた規制緩和について、平成13年度中に結論を得る。</p> <p>○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。</p> <p>(研究評価システムの改革)</p> <p>○適正な評価に基づく、競争的な研究開発環境の実現と予算、人材等の資源の重点的・効率的配分を進めるため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定を行う。</p>	<p>文部科学省 関係府省</p> <p>総合科学技術会議 関係府省</p> <p>総合科学技術会議</p>
(2)14年度中に措置	○「科学技術基本計画」に基づき、科学技術の戦略的重点化と、科学技術システム改革を進める。	総合科学技術会議
(3)15年度以降に措置	○「科学技術基本計画」に基づき、科学技術の戦略的重点化と、科学技術システム改革を進める。	総合科学技術会議
備考		

	<p>○各自治体において汎用的に利用できるシステムを構築するため、先導的な取り組みを行う自治体を支援する。</p> <p>○行政機関が発行する連携ICカードについて、運用方針・技術仕様を策定するとともに、公的サービスの広域連携を推進する。</p> <p>○申請・届出等行政手続のオンライン化の一部前倒しを図る。</p> <p>○電子政府の情報セキュリティ確保のための具体的な目標、期限、取組方策等を明示した指針を策定するとともに、サイバーテロ対策のための官民連絡・連携体制を確立する。</p> <p>○サイバーテロ対策のための機動的技術部隊(サイバーフォース)を運営開始する。</p> <p>○サッカーワールドカップ大会に対応した情報化の推進や公共分野における先進的な技術開発、実証実験等を実施する。</p> <p>○港湾におけるワンストップサービス(NACCS等のシステムの連携によるシングルウィンドウ化)のため、システム開発、関連システムの整備等(2003年度実現を目標)の推進を図る。</p>	<p>総務省 内閣官房 関係府省 総務省 関係府省 内閣官房 関係府省 警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>
(2)14年度中に措置	<p>○既存集合住宅に関するIT化標準を策定するとともに、改修のための合意形成マニュアル、技術指針を作成する。</p> <p>○公共光ファイバ収容空間の全国ネット化を推進する。</p> <p>○IPv6に対応した情報家電、IX等の各種技術の開発、実証実験及びアジアにおける国際共同実験並びに導入支援策の実施を通じ、標準化を推進するとともにIPv6網を普及促進する。</p> <p>○「IT人づくり計画」を実施する。(学校の高速度・超高速インターネット接続の推進、コンテンツの制作・流通の促進、教員のIT指導力の向上、国民の情報リテラシー向上、IT職業能力開発、専門的IT人材育成等)</p> <p>○コンテンツ流通の実証実験を通じた基盤的技術の確立及び権利処理ルールの整備を行う。</p> <p>○公的個人認証サービスの全国提供システムを研究開発するとともに、全国運用試験を実施する。</p> <p>○申請・届出等行政手続のオンライン化の一層の前倒しを図る。</p> <p>○情報システムに係る政府調達制度の見直し(ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等)を図る。</p> <p>○地方選挙における電子投票の試行実施を促進する。</p> <p>○電子政府の情報セキュリティ確保等のため、セキュリティポリシーに関するガイドラインを改定するとともに、暗号技術の評価等を実施する。</p> <p>○世界最先端のIT国家の姿を国民のみならず世界に広く提示するため、最先端技術の開発、実証実験等を実施する。</p>	<p>国土交通省 総務省 経済産業省 国土交通省 総務省 経済産業省 文部科学省 総務省 厚生労働省 経済産業省 関係府省 総務省 経済産業省 総務省 関係府省 総務省 関係府省 総務省 経済産業省 財務省 関係府省 総務省 内閣官房 総務省 経済産業省 総務省 経済産業省 国土交通省 文部科学省 厚生労働省 警察庁</p>
(3)15年度以降に措置		
備考	<p>○IT分野全体の構造改革の道筋については、本欄の記載に加え、IT戦略本部のとりまとめた「e-Japan重点計画」、「e-Japan2002プログラム」及び「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」を参照のこと。</p>	<p>関係府省</p>

分野名	改革の理念(考え方)
人材育成・教育	<p>経済社会が大きく変貌し、ITを始め、技術革新も急速な進展を見せる中、労働力には、柔軟で質の高い技術・能力が備わっている必要がある。このため、教育全般について、そのあり方を検討する。特に国立大学は、早期に法人化して自主性を高めるとともに、民営化を含め民間的発想の経営手法を導入し、国際競争力のある大学を目指す。大学教育に対する公的支援については、機関補助に世界最高水準の大学を作るための競争という観点を反映させる。さらに、個人支援を重視する方向で、公的支援全体を見直す中で、教育を受ける意欲と能力のある人が確実にこれを受けられるよう、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策を検討する。また、大学、大学院等の積極的な活用により、世界にも通用する高度な人材育成のための環境整備を図る。</p>

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>○国立大学を早期に法人化し、競争的な環境の下で民営化を含め民間的な経営手法を導入すべく、具体的な制度設計について、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の中間報告を9月中に行う。</p> <p>○大学、大学院等における高度な社会人向け教育訓練コースの指定拡大を図るなど、教育訓練給付制度の重点的・機動的な講座指定により、その効果的な活用を促進する。</p> <p>○労働者のキャリア形成を支援するため、キャリア形成促進助成金の創設、キャリア形成支援コーナーの開設(10/1)を実施する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省 文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>
II 臨時国会で措置	<p>○学校教育の一層の活性化を目指し「学校いきいきプラン」(3年間で5万人を目標に社会人を学校に配置)を促進する。(非常勤職員型及びボランティア型の配置)</p> <p>○放課後児童の受入体制の整備</p> <p>○学校の情報化の推進(校内LANの整備等)</p> <p>○大学等で教育を受ける意欲と能力がある者に対する奨学金を拡充する。</p> <p>○雇用のミスマッチ解消を図るため、大学等の教育訓練資源を活用し、効果的な職業能力開発を強化する。</p> <p>○キャリアカウンセラーの養成を通じた官民含めたキャリア相談機能を強化する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省 厚生労働省 文部科学省 厚生労働省 文部科学省 厚生労働省</p>
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	<p>○国立大学の再編・統合に着手する。</p> <p>○国公立大学を通じ、国際競争力のある世界最高水準の「トップ30」を育成するため、第三者評価による競争原理を導入し、重点投資を推進する。また、高度な教育、先端的・先導的な学術研究を行う意欲と可能性に富んだ私立大学を重点的に支援する。</p> <p>○初等中等教育の一層の活性化を図るなど、教育の構造改革の柱である「21世紀教育新生プラン」を、「学校いきいきプラン」の促進等により、一層推進する。</p> <p>○学生、社会人に対して、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策について検討する。</p> <p>○教育を受ける個人の自助努力を支援するため、専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業、大学等の地域社会人キャリアアップ推進事業など個人の主体的な能力開発を支援する。また、ビジネススクール等の実践的な専門大学院の整備の推進を図る。</p> <p>○大学・大学院、NPO等を活用した高度な人材育成を図るための推進体制の整備等を推進する。</p> <p>○幅広い職種を対象とした包括的な職業能力評価制度の整備を推進する。</p> <p>○能力開発に関する情報収集、提供体制の整備を推進する。</p> <p>○司法制度改革審議会の意見書を踏まえ、平成16年4月の学生受入を目指した法科大学院の整備に着手する。</p>	<p>文部科学省 文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省 厚生労働省 文部科学省</p> <p>厚生労働省 文部科学省 厚生労働省 文部科学省</p>
(B)法改正	<p>○国立大学の再編・統合等を図るため国立学校設置法の一部改正法案を提出する。</p>	<p>文部科学省</p>

②その他で措置	<p>○大学院の1年制の専門大学院の制度化、通信制博士課程の制度化について、中央教育審議会大学分科会において審議し、答申を得て、実施する。また、短大の社会人の再教育等に柔軟に応える機能(いわゆるコミュニティ・カレッジ)を強化(地域総合科学科の設置の推奨等)する。</p> <p>○国立大学を早期に法人化するため、非公務員型の選択や経営責任の明確化、民間的経営手法の導入など平成13年度中に国立大学改革の方向性を定める。</p> <p>○国立大学の独立法人化を検討する際には、寄附金、受託研究等の扱いが公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討する。</p> <p>○大学の自主性を高めるため、学科新設・改廃等の認可制見直しを含む大学設置認可の望ましいあり方について、中央教育審議会で結論を得る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省 総務省 財務省</p> <p>文部科学省</p>
(2)14年度中に措置	<p>○国立大学について、国際競争力のある大学を目指し、再編・統合計画を策定する。</p> <p>○国際競争力ある大学育成のため、任期付教員の処遇改善に関して、早ければ平成14年通常国会に「大学の教員等の任期に関する法律」の一部改正法案を提出する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
(3)15年度以降に措置	○大学評価・学位授与機構による評価を平成15年度から本格実施する。	文部科学省
備 考		